

利根大堰周辺の治水と環境検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「利根大堰周辺の治水と環境検討会」(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、利根大堰を中心とした昭和橋から葛和田・赤岩の渡し付近までの利根川(150km～159km)を対象に治水と環境が共存する川づくりとその後の保全・利活用について検討することを目的とする。

(検討会)

第3条 本会は、利根川上流河川事務所が招集し、会務を総理する。

2. 本会において、検討を進めるにあたり必要に応じ、学識経験者の助言を仰ぐものとする。
3. 本会の会員の代理又は傍聴を希望する者は、予め会員を通じて申し込むものとする。

(雑則)

第4条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、本会に諮つて定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成23年 8月10日から施行する。

(改正)

この規約は、平成28年 3月 3日から施行する。